

奈良県告示第三百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和三年一月二十二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
増井 孝志	訪問マッサージやわらぎ 橿原市石原田町三〇七番八号 二〇二号室	令和二年十二月十九日